

災害等情報（詳報）

鉱 種：けい石	鉱山の所在地：大分県					
災害等の種類： 坑外・その他	発生日時： 平成30年9月17日（月） 13時00分頃	罹 災 者 数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 63歳、破碎操作オペレータ、直轄、 勤続年数：42年6ヵ月、うち担当職経験年数：3年6ヶ月）						
罹災程度：左第五中足骨骨折（休業日数：6日）						
<p>【概要】</p> <p>災害当日、鉱山は休転日のため、クラッシャー下部シュートライナー交換とベルトコンベアのリターンローラーを固定するためのブラケットの交換作業を実施していた。</p> <p>午前中にシュートライナー交換を済ませ、午後からブラケット交換作業を行うため、作業員A（罹災者）は、ベルトコンベアの電源を切り、運転禁止の札を掛け、単独で交換作業を開始した。交換にあたって、リターンベルトとリターンローラーに隙間を作るために番線を加工場に取りに行った。約30cmの番線2本を持って、現場に戻る際、ベルトコンベアカルバート内の階段を降りた。右手に番線を持ち、左手は手すりを掴みながら降りていたところ、最後の段の着地の際に左足をひねって罹災した。</p> <p>罹災者は終業まで作業を継続した後、自身の車で帰宅したが、翌日痛みを感じたため、家族の運転で病院に行ったところ、レントゲン検査とCT検査で骨折が判明した。</p>						
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段のピッチが最後の段だけが低く（高さ；20cm→14.5cm）不揃いになっていた。 ・ 照明が離れた箇所に設置されていたため、罹災箇所が薄暗い状態であった。 ・ 階段歩行時、右手に番線を持っていたため、三点支持ができていなかった。 ・ 階段昇降に油断があった。 						
<p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該箇所の階段通路をスロープ構造にする。（傾斜も緩やかにする。） ・ カルバート内に照明設備を1台増設。 ・ カルバート手前に「頭上注意」、「足もと注意」の看板を設置 ・ 災害事例検討会を鉱山労働者全員で実施し、その後保安教育（階段昇降時の安全対策）を行い、再発防止を周知。また、他の階段についても点検を実施。 						
<p>【参考情報等】</p> <p>○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p><鉱山保安法令></p> <p>技術基準省令第三条</p> <p>一 鉱山労働者の安全を確保するため、手すり、さく囲、被覆、安全な通路その他の必要な保安設備が設けられていること。</p> <p>二 鉱山労働者の注意を喚起するため、標識その他の必要な表示が設けられていること。</p> <p>五 鉱山労働者が作業を安全に行うため、就業する場所には必要な照度を確保できる照明設備の設置その他の適切な措置が講じられていること。</p>						
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>九州産業保安監督部 鉱山保安課 山本、栗原 電話番号：（092）482-5931</p>						



図1. 災害発生箇所（平面図）

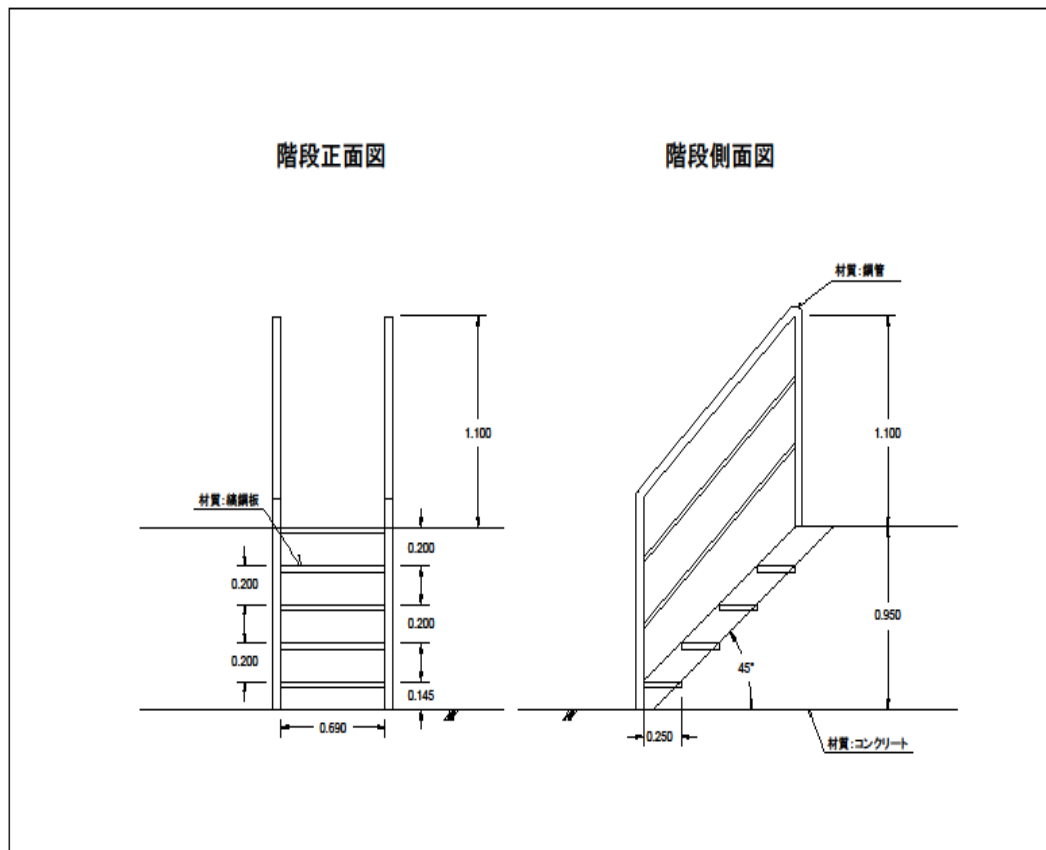


図2. 階段構造図（平・断面）

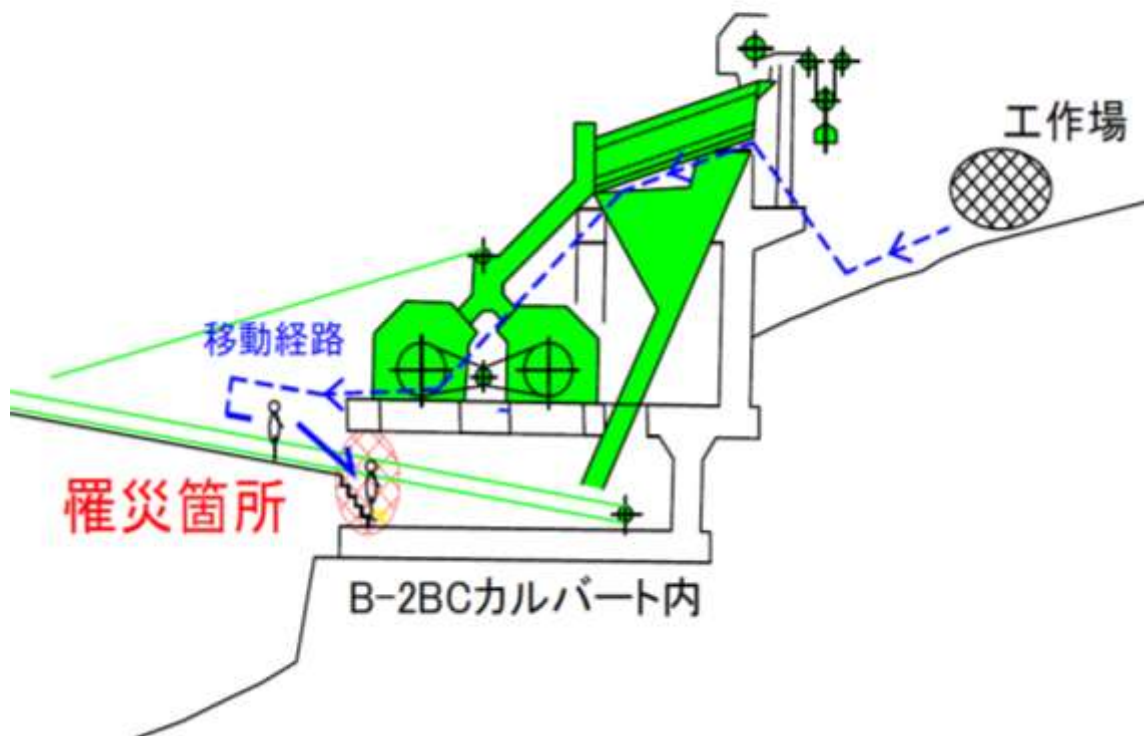


図3. 災害発生箇所見取り図（断面図）

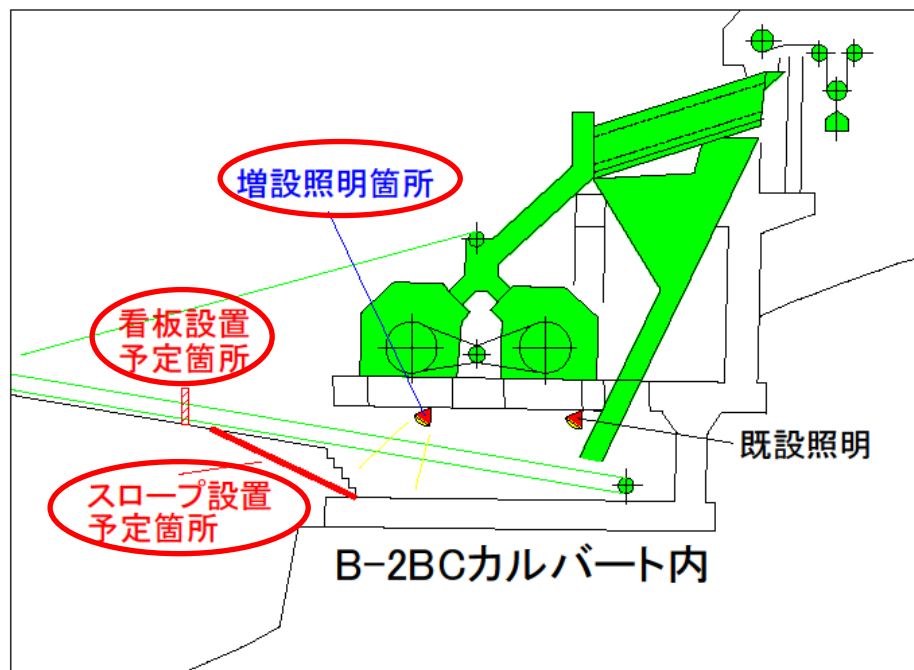


図4. 改善計画図（断面図）

写真1 災害発生時の状況（再現）

